

税制改正要望書

概要



東京税理士会
東京税理士政治連盟

2021.6

重要要望事項

I 消費税率を単一税率とし、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する

軽減税率制度については、①適用対象品目を限定することが困難であること、②事業者の事務負担が増加すること、③低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶことなどの理由から、軽減税率制度を廃止し、税率は単一税率とし、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

令和5年10月から実施が予定されている適格請求書等保存方式については、①導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあること、②仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難であることなどの理由から導入に反対する。

軽減税率が適用されていても、現行の区分記載請求書等保存方式で区分経理への対応は可能である。

II 役員給与税制を抜本的に見直すこと

会社法は役員の職務執行の対価として受ける利益を報酬等である旨規定し、企業会計上も費用処理をすることとされている。これに対して、役員給与税制は、損金の額にされる役員給与を「定期同額給与」、「事前確定届出給与」及び「業績連動給与」に限定し、いずれかの給与に該当しなければ損金不算入とする、いわば原則損金不算入規定になっている。役員給与の本質は、職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金の額に算入されなければならない。したがって、役員給与税制は、損金不算入となる役員給与のみを別段の定めとする条文構造に見直し、課税要件を明確にすべきである。

III 災害により生じた損失については、新たに「災害損失控除」を創設すること

近年多発する地震・台風等の自然災害の被害については、損失額が多額になること、激甚災害の場合は被災地域の経済基盤回復までに相当の期間を要すること、などから災害に関しては現行の雑損控除での救済では不十分である。そこで、損失額を最大限控除できるようにするため、雑損控除から災害による損失を切り離して災害損失控除を創設するとともに、所得控除する際には、災害損失控除以外の他の所得控除を順次適用し、最後に災害損失控除を適用すること。また、控除しきれない場合の繰越控除期間は10年間とし、事業用資産や業務用建物に係る災害損失についても、災害損失控除の対象とすること。

個別要望事項

一. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、設立登記法人以外の法人に対しても付番される。一方、個人事業主は自身の個人番号を用いなければならないが、漏えいリスクの回避と利便性の向上のためには個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で、法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

二. 所得税の確定申告期限(3月15日)について、申請延長を認めること

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、諸外国に比べ申告期限が短く、さらに、消費税の軽減税率や、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入により、納税者の事務負担が著しく増加することが予想される。したがって、申告期限を納税者の申請により諸外国並みに延長する特例を創設すべきである。この改正による行政手続の遅延や財政的な影響を最小限にし、本特例を適用しない場合との公平性を担保するため、適用にあたっては、電子申告等を条件とすべきである。

三. 所得税及び法人税に関する事項

1. 所得税の基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと
2. 16歳未満の年少扶養親族について扶養控除を復活させること
3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降3年間の繰越しを認めること
4. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること

四. 相続税及び贈与税に関する事項

5. 財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、営業権など一定の財産の評価を見直すこと
6. 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予に係る免除の要件を緩和すること

五. その他国税に関する事項

7. 印紙税を廃止すること

六. 地方税に関する事項

8. 外形標準課税を中小企業に導入しないこと
9. 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと

七. 納税環境整備に関する事項

10. 国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること
11. 公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること

要望書の作成にあたって

我々税理士は、企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。

この声を実現するため、東京税理士会(会員数約23,500人)は、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する要望を会員より聴取し、意見書を作成しています。この意見書をもとに東京税理士会と東京税理士政治連盟は、法改正に向けた活動を行ってまいります。

「令和4年(2022年)度税制及び税務行政の改正に関する意見書」の詳細は、

東京税理士会ホームページ <https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>
に掲載しております。

《建議等》税理士法第49条の11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

東京税理士会

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 ●ホームページ <https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 TEL.03-3356-4479 ●ホームページ <https://t-zeisei.jp/>